

# S.T.A.R.プロジェクト

## 募集要項

(2026 年度版)

S.T.A.R.プロジェクト実行委員会

(株式会社地域デザインラボさいたま)

(株式会社埼玉新聞社)

(合同会社アंकアンドパートナー)

(株式会社デジラボホールディングス)

## 1. 開催趣旨

S.T.A.R.プロジェクト(以下、「本プロジェクト」という。)は、埼玉県内の各地域でイノベーションを起こす人材を育成し、新たな価値創造を実現することで、地域の活性化と日本全体のイノベーションエコシステムの形成を目指すものです。

埼玉県の豊かな地域資源とIT分野の技術を融合させることで、地域の課題解決や新たなビジネスモデルの創出を促進し、持続可能な地域社会の実現に貢献していきます。埼玉県から全国へ、そして世界へと広がるイノベーションの波を共に創り上げていきます。

## 2. プロジェクト概要

### (1)事業の名称

S.T.A.R.プロジェクト(Saitama Talent Advancement Re:creation)

### (2)事業内容

若い人財を対象に、県内企業・自治体の抱える課題を解決するためのアイデアを募り、これまでの経験や最新技術を駆使したアイデアを磨き上げ、実証支援まで行うプロジェクトです。

#### (ア)メンタリング

各分野のプロフェッショナルによるプロジェクトマネージャーが、採択後約5ヵ月間のプロジェクト期間を通じてサポートします。

#### (イ)開発支援金

採択者8組には、プロトタイプ作成等の開発のための資金(最大70万円)を提供します。

#### (ウ)合宿型研修

先進的なIT技術や工学を体現する施設等への合宿型研修を実施します。

※2026年8月～10月を予定

## 3. 受付期間

・前期締切 2026年7月27日(月) 17時まで(審査会:7/29、8/5)

・後期締切 2026年8月3日(月) 17時まで(審査会:8/6、8/8)

※提出いただいたお日にちにより審査日が異なりますのでご注意ください。都合が見つからない場合は  
ご相談ください

## 4. 募集内容等

### (1)応募者(年齢)

満15歳～30歳未満の方

※2026年4月1日時点

※18歳未満の方につきましては、保護者の承諾が必要となります。応募時点では書面等の提出は不要ですが、審査を通過した際には事務局宛に同意書をご提出いただきます。

### (2)応募資格

埼玉県にて実証を行う方

(例:埼玉県内の企業と連携するもの、埼玉県内の自治体と連携するものを対象とします。応募者の居住地域について制限はありません。)

※本プロジェクトへの応募は、個人でもグループでも可能です。グループでの申し込みの場合、1グループあたり最大3名までです。

※年齢制限についてはグループ全員が条件を満たしている必要があります。

### (3) 応募コース

#### (ア) ミッションコース

企業・自治体が抱えるリアルな課題(ミッション)に向けたアイデアで挑戦するコース。

#### (イ) 人財育成コース

自分自身で考えたオリジナルのアイデアで挑戦するコース。

※両コース併せて8組を採択する予定です。

### (4) 審査会への参加

応募をいただいた方につきまして、事務局が指定した候補日のいずれか(7.スケジュール参照)で審査会(オンラインでの面談等)に参加いただきます。参加方法の詳細については別途ご案内いたします。

### (5) 参加必須事項について

採択された場合、県内合宿、中間報告会、最終報告会への出席を必須とします。日程(7.スケジュール参照)をご確認のうえ、ご応募ください。

なお、県内合宿に出席できないことが判明している場合は、事前に事務局までご相談ください。

### (6) 応募者の制限

次の要件のいずれかに該当する方は、応募者及び応募グループの一員になることができません。

- (ア) 経済産業省が実施する「未踏的な地方の若手人財発掘育成支援事業費補助金(AKATSUKI プロジェクト)」において、他地域のプロジェクト(「S.T.A.R.プロジェクト」以外のプログラム)に個人、またはグループメンバーとして応募・採択されていないこと。万一、重複が判明した場合には採択取り消しとなります。
- (イ) 過去に独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「未踏事業」に採択されている方(採択されたグループの一員の方を含みます。)は採択不可となります。
- (ウ) 大学や高専等の研究室等で行っているテーマ、既にビジネス化されているもの、新規性・独自性がなく既に社会実装されているものを提案することはできません。  
※卒業研究として取組まれている場合は事前にご相談ください。
- (エ) 自己、ならびにグループの全員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、またはその他これらに準ずる者(以下、これらを総称して「暴力団員等」という。)
- (オ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
- (カ) 暴力団員等を利用してると認められる関係を有する者。
- (キ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。
- (ク) 応募者が起業済の場合、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (ケ) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。

## 5. 提出物

- (1)【必須】応募申込書
- (2)【必須】プラン内容(任意書式または動画)
- (3)【任意】補足資料(製品・サービスの説明資料等、任意書式)

## 6. 応募方法

### (1) 応募申込書のダウンロード

本プロジェクト専用のホームページより「応募申込書」をダウンロードしてください。

### (2) 応募書類の提出

ダウンロードした応募申込書を記入の上、「9. 事務局」に記載の E メールアドレス宛に、受付期間内に提出してください。

## 7. スケジュール

時期	内容
2026 年 7 月 27 日(月)17 時	応募書類 前期締切
2026 年 8 月 3 日(月)17 時	応募書類 後期締切
2026 年 7 月 29 日(水)、8 月 5 日(水)、6 日(木)、8 日(土)	審査会(事務局にて日程調整) ※オンライン実施 ※左記日付の中から 1 時間程度で実施
2026 年 8 月 12 日(水)	採択者決定通知
2026 年 8 月 20 日(木)~22 日(土)	埼玉合宿(原則、参加必須)
2026 年 9 月下旬(3 日間程度)	檜葉合宿(任意参加)
2026 年 10 月 10 日(土)	中間報告会
2026 年 10 月中旬	昨年度採択者や他地域採択者等との交流合宿(任意参加、埼玉県内を予定)
2027 年 2 月 6 日(土)	最終報告会

※スケジュールについては、変更となる可能性がございます。変更となった場合、本プロジェクト専用ホームページにてお知らせします。

## 8. 応募に関する留意事項

### (1) 同意事項

本プロジェクトへの応募にあたり、以下の事項に同意いただく必要があります。

- (ア) 採択者の氏名および所属について、経済産業省へ共有されることに同意いただきます。
- (イ) 応募者の氏名やテーマ等については、ホームページ等で公開される場合があります。(本プロジェクトの専用ホームページの他、経済産業省の資料や AKATSUKI プロジェクトホームページ等において、顔写真、動画、氏名等が掲載される場合があります)
- (ウ) 本プロジェクトに応募していただいた方の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属等について、本プロジェクトの円滑な遂行及び応募者への伴走支援を行うため、S.T.A.R.プロジェクト実行委員会を組成する 4 社、連携企業・自治体、メンタリングを行うプロジェクトマネージャーにおいて共有すること。

- (エ) S.T.A.R.プロジェクト実行委員会を組成する4社が、本プロジェクトに引き続いて実施する未踏的な若手人材発掘支援事業の円滑な実施のために、本プロジェクトの応募者にかかる個人情報を利用すること。
- (オ) 応募時には、ハンドルネームやミドルネームの登録は不可とし、実名での登録とすること。

## (2)費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

## (3)提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。事務局は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

## (4)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

## (5)情報の取り扱い

応募者は、本プロジェクトを通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

## (6)応募者の複数提案

複数の提案を行う場合は、それぞれ別の提案として提出してください。

## (7)法令等の遵守

提案にあたっては、法令違反や第三者の権利を侵害することのないようにしてください

## (8)構成メンバーの変更の禁止

原則として、応募者の構成メンバーの変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、事務局と協議を行い、これを認めるときはこの限りではありません。

## (9)提出書類の変更の禁止

一度提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等の形式的な不備があり、かつ事務局が変更を認めるときはこの限りではありません。

## (10)虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とします。

## 9. 事務局

窓口	S.T.A.R.プロジェクト実行委員会事務局 (代表企業:株式会社地域デザインラボさいたま)
住所	〒330-9088 埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
電話	048-633-4301
Eメール	star.akatsuki@labtama.saitamaresona.co.jp
ホームページ	<a href="https://saitama-pjstar.jp/">https://saitama-pjstar.jp/</a>

以上